

ごみ集積所の規定が令和7年4月1日より一部改正されます

	改正前（現状）	改正後
新規設置が必要な 計画戸数	6戸以上	4戸以上
既設利用となる 計画戸数	5戸以下	3戸以下
面積及び 構造	間口：1.5m以上 （単身世帯向け共同住宅の場合、1.2m） 奥行：規定なし	間口：1.2m以上 （単身世帯向け共同住宅の場合、0.96m） 奥行：0.8m以上 （単身世帯向け共同住宅の場合、0.64m）

※ごみ集積所として確保する面積は基本的に変更ありません。
 ※ごみ集積所の面積は、コンクリートブロックや電柱等の構造物を除いた有効面積とします。
 ※3戸以下であっても、既設のごみ集積所を利用できないときは、設置することができます。
 ※ネットの利用、ストッカー設置のいずれの場合もコンクリートブロック等による三方壁の設置

この度、「海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則」の一部改正に伴い、「海老名市住みよいまちづくり条例施行規則」第70条に規定するごみ集積所の整備基準等について、一部改正を行ったものです。

- ・改正後の基準対象となる事業

令和7年4月1日以降に海老名市住みよいまちづくり条例の 手続きを開始したもの

詳細につきましては所管課にご確認ください。

（所管課）

海老名市役所 資源対策課

TEL 046-235-4922